

学校法人会計基準の概要

【計算書類】

学校法人は、私立学校振興助成法に基づく国庫補助金、地方公共団体補助金の交付を受けています。

これにより、省令である学校法人会計基準に従って会計処理を行い、公認会計士又は監査法人の監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

学校法人会計基準で定められている計算書類は、平成 27 年度から「資金収支計算書（活動区分資金収支計算書を含む）」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」となりました。また、私立学校法によりこのほかに財産目録、事業報告書を作成することになっています。

1 資金収支計算書（活動区分資金収支計算書を含む）

- 当該年度に行った教育研究等の諸活動に対応するすべての資金の収入・支出を明らかにします。
- 諸活動の対応に関わらず当該年度に収納し、又は支払った資金の収入・支出を明らかにします。
- 活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を①教育、②施設整備等、③その他の3つの活動区分に分けて記載します。企業会計のキャッシュフロー計算書に相当する決算書になります。

2 事業活動収支計算書

- 教育活動収支、教育活動外収支、特別収支に対応する事業活動収入支出の内容と、収支の均衡を明らかにします。
- この計算書には、次のような学校法人特有の名称があり、主なものを示します。

<基本金組入前当年度収支差額>

事業活動の収入・支出の差額です。

<基本金組入額>

学校法人会計基準により「学校法人が、その諸活動の計画

に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」とされています。

3 貸借対照表

○年度末における資産、負債、純資産の内容を明らかにします。

【財産目録】

貸借対照表における資産と負債について具体的な内容を示します。